令和５年６月８日提出

令和5年6月市議会定例会議案

（その２　議案第３９号から議案第６８号まで）

木　更　津　市

令和５年６月市議会定例会議案目録（その２）

議　案　番　号	件　　名	関　係　部　等	頁
議案第３９号	令和５年度木更津市一般会計補正予算（第３号）	財　　務　　部	別冊
議案第４０号	木更津市監査委員の選任について	総　　務　　部	１
議案第４１号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	２
議案第４２号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	３
議案第４３号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	４
議案第４４号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	５
議案第４５号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	６
議案第４６号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	７
議案第４７号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	８
議案第４８号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	９
議案第４９号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	１０
議案第５０号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	１１
議案第５１号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	１２
議案第５２号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	１３
議案第５３号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　　務　　部	１４

議案第５４号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　務　部	１５
議案第５５号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　務　部	１６
議案第５６号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　務　部	１７
議案第５７号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　務　部	１８
議案第５８号	木更津市農業委員会委員の任命について	総　務　部	１９
議案第５９号	市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	総　務　部	２０
議案第６０号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	２２
議案第６１号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財　務　部	２４
議案第６２号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市　民　部	３１
議案第６３号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	３２
議案第６４号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	３４
議案第６５号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	３５
議案第６６号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部	３６
議案第６７号	工事請負変更契約の締結について	都市整備部	３９
議案第６８号	市道路線の認定について	都市整備部	４０

議案第４０号

木更津市監査委員の選任について

木更津市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	庄　司　　基　晴	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市監査委員庄司基晴氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第４１号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	杉　山　　孝	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員杉山孝氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第４２号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	金　子　　一　夫	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員金子一夫氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第４３号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	地　曳　　昭　裕	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員地曳昭裕氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第４４号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	齋　藤　　洋　一	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員齋藤洋一氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第４５号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	小　倉　　和	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に小倉和氏を新たに任命しようとするものである。

議案第４６号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	村　田　　正　明	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に村田正明氏を新たに任命しようとするものである。

議案第４７号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	村　上　　常　雄	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に村上常雄氏を新たに任命しようとするものである。

議案第４８号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	礒　貝　　徳　三	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に礒貝徳三氏を新たに任命しようとするものである。

議案第４９号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	和　田　　倉　吉	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に和田倉吉氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５０号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	桐　谷　　勝　美	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に桐谷勝美氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５１号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	石　渡　　和　美	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に石渡和美氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５２号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	宮　沢　　伸　子	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に宮沢伸子氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５３号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	嶌　野　　知　明	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に嶌野知明氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５４号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	小　嶋　　哲　雄	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に小嶋哲雄氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５５号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	露　嵜　　伸　哉	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に露嵜伸哉氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５６号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	鈴　木　　康　裕	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に鈴木康裕氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５７号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	関　　和　美	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に関和美氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５８号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
□□□□□□□□□□□	礒　貝　　正　一	□□□□□□□□□□□

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に礒貝正一氏を新たに任命しようとするものである。

議案第５９号

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

市長等の木更津市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

（市長等の損害賠償責任の一部免責）

第２条　市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。

⑴　市長　６

⑵　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

⑶　公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長　２

⑷　職員（前２号に掲げる職員を除く。）　１

２　前項の規定は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、法第９６条第１項第１０号の規定による議会の議決を経て、免れさせることを妨げるものではない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第６０号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和３４年木更津市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市学校給食センター運営事業者選定委員会	木更津市学校給食センターの運営に係る事業者を選定するため、調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1　学識経験者 2　教育関係団体の代表 3　小中学校の児童及び生徒の保護者 4　市の職員	６人以内	１年以内
木更津市商工業振興計画推進委員会	木更津市商工業振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1　学識経験者 2　関係団体を代表する者 3　公募 4　その他商業の推進のため必要と認められる者 5　その他工業の推進のため必要と認められる者 6　関係行政機関の職員	１２人以内	２年

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

　木更津市学校給食センター運営事業者選定委員会及び木更津市商工業振興計画推進委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６１号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和３６年木更津市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第３４条の８第２項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第３６条の３の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第３８条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第１項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の１項を加える。

３　森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第４１条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「

によつて」を「により」に改める。

第４４条第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第３項、第５項及び第６項中「によつて」を「により」に改める。

第４６条中「第５号の１５様式」の次に「若しくは第５号の１５の２様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第４７条第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によつて」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によつて」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４７条の２第１項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第２号及び同条第２項中「によつて」を「により」に改める。

第４７条の６第１項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によつて」を「方法により」に、「第１７条の２の規定によつて」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４８条第１項及び第５項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第５０条第１項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

第８２条第１号エ中「及び」を「、」に、「三輪のもの」を「３輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機

付自転車」に改める。

第９８条第１項及び第５項並びに第１０１条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第６条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第８条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第８条の２第３項中「附則第１５条第１５項」を「附則第１５条第１４項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２２項」を「附則第１５条第２１項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２３項第３号」を「附則第１５条第２２項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２８項」に改め、同条第２１項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第２２項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第２３項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第２７項を次のように改める。

２７　法附則第１５条の９の３第１項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第８条の３中第１２項を第１３項とし、同条第１１項中「附則第７条第１３項」を「附則第７条第１７項」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項の次に次の１項を加える。

１１　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

⑶　家屋の建築年月日及び登記年月日

⑷　当該工事が完了した年月日

⑸　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由

附則第１３条の３を削る。

附則第１３条の３の２第４項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改め、同条を附則第１３条の３とする。

附則第１３条の８第３項を削る。

附則第１４条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「３輪以上のガソリン軽自動車」を「３輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」

と、同号ア(ウ)ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(イ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ウ)ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１４条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附則第１５条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２２条中「第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」を「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第８２条第１号エの改正規定及び附則第４条第１項の規定（この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）附則第１４条の２第３項に係る部分を除く。）　令和５年７月１日

⑵　第３４条の８第２項並びに第３８条の見出し及び同条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第４１条、第４４条、第４７条、第４７条の２及び第４７条の６の改正規定並びに附則第１３条の３の２の改正規定（同条第４項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める部分に限る。）及び附則第１４条の２第３項の改正規定並びに次条第１項並びに附則第４条第１項（新条例附則第１４条の２第３項に係る部分に限る。）及び第３項の規定　令和６年１月１日

⑶　第３６条の３の２の改正規定及び次条第２項の規定　令和７年１月１日

⑷　第５６条の改正規定　令和７年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第２号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき木更津市税条例第３６条の３の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例第８２条第１号エ及び附則第１４条の２第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得されたこの条例による改正前

の木更津市税条例附則第１３条の３及び第１３条の８第３項に規定する３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　新条例附則第１３条の３第４項の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

４　新条例附則第１４条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第５条　次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第１８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第２２条の規定の適用については、同条中「、第４３項若しくは第４６項」とあるのは、「若しくは第４３項」とする。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）等の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６２号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和５０年木更津市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項ただし書中「２０万円」を「２２万円」に改める。

第２３条第１項中「２０万円」を「２２万円」に改め、同項第２号中「２８万５千円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５千円」に改める。

第２３条の２中「第２４条の２」を「第２４条の２第１項」に改める。

第２４条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第３項中「第２３条第１項」を「第２３条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第８項、第９項、第１１項から第１４項まで、第１７項及び第１８項中「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第１３２号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６３号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成２６年木更津市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第６条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ア)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア(イ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ(ア)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ(イ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第１５条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第２０条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第

１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「教育・保育給付認定子ども」と、」を「教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第１号」と、」に改める。

第３７条第２項及び第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第４４条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「第１９条第１項第１号」」を「第１９条第１号」」に、「法第１９条第１項第１号又は第３号」を「同号又は同条第３号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号に」を「第１９条第１号に」に改める。

第５２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和５年内閣府令第３３号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６４号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年木更津市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和５年厚生労働省令第４８号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６５号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年木更津市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和５年３月３１日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第３項中「令和５年３月３１日までの間」を「当分の間」に、「令和５年３月３１日までに修了することを予定している者」を「放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して２年以内に当該研修を修了することが見込まれるもの」に改める。

附則第４項中「令和５年３月３１日までの間」を「当分の間」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業について、設備の基準に関する経過措置、職員に関する経過措置及び支援の単位に関する経過措置の延長をするため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６６号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

木更津市条例第　　号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和３７年木更津市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中「自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力２００キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第１号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア　不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ　分離型のものにあつては、充電ポスト

第１１条の２第１項第２号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第１１条の２第１項第６号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第７号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第１１号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第１２号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第１３号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第１６号

中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第１８号を第１９号とし、第１７号を第１８号とし、第１６号の次に次の１号を加える。

⑰　急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第２３条第３項を削り、同条第４項第２号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第７に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第３３条第２項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　第２項又は前項第２号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第７０１０号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第７００１号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとしなければならない。

第２３条第５項中「前項第２号」を「第３項第２号」に改める。

別表第７を次のように改める。

別表第７　削除

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の２第１項の改正規定及び次項の規定は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１１条の２第１項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係るこの条例による改正後の木更津市火災予防条例（以下「新条例」という。）第１１条の２第１項に規定する位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

３　新条例第２３条第３項第２号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第７８号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用される健康増進法第３３条第２項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

４　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第２３条第２項又は第３項第２号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第２３条第４項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第８号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第６７号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

１　工　事　名	江川総合運動場拡張整備（サッカー場）施設整備工事	
２　工 事 場 所	木更津市久津間字見通１４００番地ほか	
３　工 事 概 要	公園土工	一式
	植栽工	一式
	園路広場整備工	一式
	園路縁石工	一式
	サービス施設整備工	一式
	管理施設整備工	一式
	グラウンド・コート舗装工	一式
	グラウンド・コート柵工	一式
	仮設工	一式
４　契 約 金 額	変更前　１９２，５００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
	変更後　２１２，８１９，２００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
５　契約の相手方	木更津市富士見三丁目１番２２号	
	セントラル株式会社	
	代表取締役　元吉　和江	

提案理由

令和４年９月２２日に可決された江川総合運動場拡張整備（サッカー場）施設整備工事について工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年木更津市条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第６８号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和５年６月８日提出

木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

整理番号	路線名	起点
		終点
１	市道２５２３号線	高柳字西山１４５０番５地先
		高柳字西山１４５０番７地先
２	市道５１１７号線	かずさ鎌足二丁目９番１０地先
		矢那字東猪沢２５０２番３地先
３	市道２５２４号線	中里字根切７６９番１３地先
		中里字根切７６９番１１地先
４	市道２５２５号線	高柳字上花立９５８番１３地先
		高柳字上花立９５８番９地先
５	市道２５２６号線	長須賀字上越戸２１３６番２地先
		長須賀字上越戸２１４７番８地先
６	市道２５２７号線	長須賀字上越戸２１４０番９地先
		長須賀字上越戸２１４０番１２地先
７	市道２５２８号線	高柳字西ノ谷２０８４番８地先
		高柳字西ノ谷２０８４番５地先
８	市道２５２９号線	高柳字西ノ谷１９６３番５地先
		高柳字西ノ谷１９６３番１２地先
９	市道５１１８号線	千束台一丁目１６番７地先
		千束台一丁目１６番１４地先
１０	市道２５３０号線	高柳字水上３８００番９地先
		高柳字水上３８００番６地先

提案理由

　開発行為により築造された道路及び法人から帰属された道路を市道に認定するため、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。